

長期ばく露による影響評価の対象となる有効成分に関する補足説明資料

既に登録のある農薬については、原則として再評価2巡目から評価することとし、以下のいずれかに該当する農薬については、再評価1巡目においても評価する。

1. 水域の生活環境動植物に係る長期ばく露による影響の評価の対象となる有効成分

- (1) 急性影響に係る登録基準*が水域PECと近接しているもの
- (2) 急性影響に係る登録基準*が河川水中のモニタリング調査における検出濃度と近接しているもの及びモニタリング調査の際に物理化学的特性を考慮すべきもの
- (3) 殺虫剤のうち、成長制御作用を有する脱皮阻害剤や幼若ホルモン類似剤等の、急性毒性試験では長期ばく露による毒性の把握が困難なもの

2. 陸域の生活環境動植物（鳥類）に係る長期ばく露による影響評価の対象となる有効成分

- (1) 欧州または米国で長期ばく露による影響評価が行われているもの
- (2) 申請者が鳥類繁殖毒性試験のデータを保有しているもの

* 登録基準値の設定根拠が藻類の場合には、甲殻類及び魚類の急性影響濃度のうち小さい数値